

平成22年度実施施策に係る実績評価書

(文部科学省22-12-4)

施策目標	文化芸術振興のための基盤の充実					
施策の概要	高度化・多様化する国民の文化への関心に応えるため、文化に関する情報提供の充実を図る。また、文化活動を支える基盤として、著作権の適切な保護と公正な利用を図り、著作権制度の普及・啓発を行うとともに、国語の普及・啓発や日本語教育の充実、円滑な宗務行政の推進を図る。					
達成目標及び測定指標	達成目標(1)	国民の文化への関心に応えるため、文化に関する情報提供の充実を図る。				
	測定指標	基準値	実績値(進捗状況)			目標値
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	文化庁ホームページへの月平均アクセス数	3,601,222	3,788,030	4,565,635	4,858,244	5,000,000
	年度ごとの目標値		-	-	-	
	達成目標(2)	著作者等の権利の適切な保護と公正な利用を図るため、著作権制度の普及・啓発を行う。				
	測定指標	基準値	実績値(進捗状況)			目標値
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	著作権講習会受講者の理解度(「理解が深まった」と回答する割合)(%)	92	90	92	90	91
	年度ごとの目標値		-	-	-	
	達成目標(3)	アジア諸国等における海賊版対策事業を実施することにより、我が国の著作物を適切に保護するための条件整備を行う。				
	測定指標	基準値	実績値(進捗状況)			目標値
		21年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	中国におけるトレーニングセミナー受講者の有益度指数(肯定的回答の割合)(%)	91	98	91	96	95
	年度ごとの目標値		-	-	-	
	達成目標(4)	国語に関する協議会を通じて国民に対する国語の普及・啓発を図り、国語についての正しい理解を深める。				
測定指標	基準値	実績値(進捗状況)			目標値	
	20年度	20年度	21年度	22年度	25年度	
国語問題研究協議会参加者の満足度(受講して「大変よかった」「まあよかった」と回答する割合)(%)	95.9	95.9	96.3	99.3	95	
年度ごとの目標値		-	-	-		
達成目標(5)	国内における日本語を学習する外国人の増加及び定住化に対応して日本語教育を充実し、外国人の円滑な社会生活の促進に資する。					
測定指標	基準値	実績値(進捗状況)			目標値	
	-	20年度	21年度	22年度	25年度	
日本語教育実施機関・施設等数	658 (19年度)	658	628	702	730	
日本語教育研究協議会参加者の満足度(受講して「大変参考になった」「参考になった」と回答する割合)(%)	91.1 (20年度)	91.1	95.8	93.8	92	
年度ごとの目標値		-	-	-		

	達成目標(6)	日常の管理運営業務における具体的な事務処理方法等を周知するとともに、宗教法人の適正な管理運営について意識の徹底を図る。				
	測定指標	基準値	実績値(進捗状況)			目標値
		21年度	20年度	21年度	22年度	25年度
	宗教法人実務研修会受講者の満足度(「とても有意義であった」「有意義であった」と回答する割合)(%)	91	52	91	88	92
	年度ごとの目標値		-	-	-	
施策の予算額・執行額等 上段:単独施策に対応する経費 下段:複数施策に対応する経費	区分	21年度	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算	1,277,364 <0>	750,066 <0>	676,059 <0>	1,307,850 <0>
		補正予算	0 <0>	△19,105 <0>	0 <0>	
		繰越し等	0 <0>	0 <0>		
		合計	1,277,364 <0>	730,961 <0>		
執行額(千円)	1,104,212 <0>	632,819 <0>				
施策に関係する 内閣の重要政策	名称	年月日	関係部分(抜粋)			
	文化芸術の振興に関する基本的な方針(第2次基本方針)	平成19年2月9日	第2 文化芸術の振興に関する基本的施策 6. 国語の正しい理解 7. 日本語教育の普及及び充実 8. 著作権等の保護及び利用 11. その他の基盤の整備等			
	知的財産推進計画2010	平成22年5月21日	二国間協議を通じた著作権侵害対策の強化 著作権侵害に関する普及啓発活動の強化 著作権制度上の課題の総合的な検討			
	日系定住外国人施策に関する基本指針	平成22年8月31日	2. 日系定住外国人施策の基本的な考え方 4. 国として今後取り組む又は検討する施策			
施策に関する評価結果	【評価】					
	【必要性の観点】 上記「内閣の重要政策」に掲げるとおり、文化に関する情報提供の充実、著作権等の保護・利用、国語の普及・啓発及び日本語教育の充実については、「第2次基本方針」や「知的財産推進計画」、「日系定住外国人施策に関する基本指針」に盛り込まれている。また、宗教法人法では、憲法に定められた信教の自由と政教分離の原則を基本として、宗教法人の「自由と自主性」「責任と公共性」両面からの要請に基づく体系が組み立てられており、その適正な運用が求められている。これらを踏まえ、「文化による心豊かな社会の実現」(政策目標)を目指し、今後も社会の変化に対応しながら、文化芸術振興のための基盤の充実に着実に取り組んでいく必要がある。					
	【有効性の観点】 達成目標(1)関連では、平成19年度以降の文化庁ホームページの機能改善・強化(アクセシビリティに配慮した運用の開始、サイトマップの改良等)がアクセス数の着実な増加に結実しており、有効に行われた。また、著作権、国語、宗務各分野の講習会、協議会等における参加者アンケートでは高評価を維持しており、総じて有効であったと言える(なお、指標として設定したもののほか、内閣告示「常用漢字表」(平成22年11月)の説明会の参加者満足度は92.4%であった)。					
	【効率性の観点】 (事業インプット) 文化芸術振興のための基盤の充実に必要な経費 632,819千円 <内訳> ・文化政策の推進 133,389千円 ・著作権の保護 198,295千円 ・国語施策の充実 22,656千円 ・外国人に対する日本語教育の充実 236,746千円 ・宗務行政の推進 41,735千円 (事業アウトプット) 文化に関する情報提供については、文化庁ホームページへの月平均アクセス数が約486万件と着実に増加した。著作権制度の普及・啓発については、講習会受講者の理解度が90%であった。海賊版対策事業では、中国におけるトレーニングセミナー受講者の有益度指数が96%であるなど順調に進捗した。国語の普及・啓発については、協議会参加者の満足度が99.3%であるなど、国語について正しい理解を深めることができた。外国人に対する日本語教育については、日本語教育実施機関・施設等数が702に増加するとともに、協議会参加者の満足度も93.8%と高かった。宗教法人の適正な管理運営については、実務研修会受講者の満足度が88%であった。(なお、著作権講習会及び宗教法人実務研修会においては、わずかながら目標値に満たなかったものの、有意な差はないものと考えられる。) (事業アウトカム) 文化芸術振興の「基盤の充実」という性質上、もとより中長期的視点に立った継続的な取組を要するものであって短期間に顕著な成果を生ずるものではないが、達成目標ごとの測定指標に照らせば総じて順調に進捗し、文化芸術振興のための基盤の充実が図られた。					

	<p style="text-align: center;">【評価結果を踏まえた今後の課題】</p> <p>各分野の講習会、協議会等については、参加者アンケート等を基に開催時期や場所、内容を吟味し、更なる質・量(参加者数の増)の充実に努めていくこと、併せて、本施策の特質を踏まえつつ、より有効な評価指標を確立することが課題である。</p>
	<p style="text-align: center;">【事業仕分け、行政事業レビューの指摘】</p> <p>○行政事業レビュー(平成23年9月) <一部改善> 文化政策企画立案、文化芸術創造都市の推進、文化政策情報システムの運用等、 著作権施策の推進、国語施策の充実、外国人に対する日本語教育の推進、宗務行政の推進 <現状通り> 著作権行政の充実</p>
	<p style="text-align: center;">【施策への反映】</p> <p>達成目標(1) ・文化に関する情報提供に関しては、国民の文化への関心に応えるため、引き続き文化庁ホームページの機能改善・強化(アクセシビリティに配慮した運用、サイトマップの改良等)を実施していく。</p> <p>達成目標(2) ・著作権講習会については、一層の受講者の理解度向上を図るため、各講習会の趣旨や対象者により応じた内容となるよう更なる改善に努めていく。</p> <p>達成目標(3) ・我が国の著作物の保護に関しては、アジア諸国等における著作権侵害に対する権利行使の実効性を高めるため、官民協力の下、引き続き海賊版対策事業を実施していく。 平成24年度に向けては、新たに、侵害発生国・地域における法制面での権利執行の強化を支援する等グローバルな著作権侵害への対応を強化するための予算を要求する。</p> <p>達成目標(4) ・国語問題研究協議会については、国語についての正しい理解の普及を図るため、今後も適切な講演、施策説明を実施するとともに、前年度のアンケート結果を踏まえた内容の充実等に努めていく。</p> <p>達成目標(5) ・日本語教育研究協議会については、今後も参加者からの要望等を踏まえた内容の充実を図ることにより、国内における日本語教育の充実に努めていく。このほか、外国人の円滑な社会生活の促進に資するため、日本語教育の教材例の作成やカリキュラム案のデータベース化等の事業を実施していく。</p> <p>達成目標(6) ・宗教法人実務研修会については、今後も受講者の理解度向上を図るため、参加者からの要望等を踏まえた内容にするなど充実を図るとともに、一層の宗教法人実務の啓発に努めていく。</p> <p>全体共通 ・平成23年度施策の実績評価過程又は平成24年度施策の立案・実施過程において、より有効な評価指標を確立できるよう検討を行う。</p>
有識者会議での指摘事項	
指標に用いたデータ・資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・「サーバ室月間運用報告書」 (作成:文化庁)(作成又は公表時期:3月)(基準時点又は対象期間:各年度)(所在:文化庁) ・「中国におけるトレーニングセミナー実施にかかる業務」 (作成:日本貿易振興機構)(作成または公表時期:平成21年3月)(所在:文化庁) ・「「トレーニングセミナー実施にかかる業務」実施報告書」 (作成:(一社)コンテンツ海外流通促進機構) (作成または公表時期:平成22年3月、平成23年3月)(所在:文化庁) ・「国内の日本語教育の概要」 (作成:文化庁)(作成又は公表時期:平成23年6月)(基準時点又は対象期間:各年度) (所在:文化庁ホームページ(http://www.bunka.go.jp/kokugo_nihongo/jittaichousa/index.html))
主管課(課長名)	文化庁長官官房政策課(大木高仁)
関係局課(課長名)	文化庁長官官房国際課(佐藤透)、同著作権課(永山裕二)、文化部国語課(舟橋徹)、同宗務課(佐藤安紀)